

# 違反対象物 公表制度



運用開始  
平成30年 4月1日

## ？ どのような制度？

建物を安心して利用いただくために、重大な消防法令違反のある建物を田川地区消防本部のホームページで確認できる制度です。



田川地区消防本部 公表制度

検索

### 公表の対象となる建物

ホテル、飲食店、物品販売店舗など不特定多数の方が利用される建物、病院や社会福祉施設など一人で避難することが困難な人が利用する建物です。**(特定防火対象物)**



### 公表の対象となる違反

消防法で設置義務のある設備が対象  
**屋内消火栓設備・スプリンクラー設備  
自動火災報知設備**



これらの設備が設置されていないもの

### 公表の時期

消防が立入検査等で違反を確認し、建物関係者に消防法令違反を通知した日から、一定期間が経過しても継続して違反が認められる場合に公表します。

### 公表の内容

建物の名称、所在地、違反の内容等です。

### 建物関係者のみなさまへ

次のような場合は、重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に最寄りの管轄所へご相談ください。

- 増築や改築、隣接建物との接続を行う場合
- 建物に飲食店、物品販売店舗、旅館、病院、福祉施設などの用途が新たに入る場合



### お問い合わせ

田川地区消防本部  
田川地区消防署

予防課 ☎0947-44-6256

本署 ☎0947-44-0650

(田川市・香春町)

金田分署 ☎0947-22-0307

(福智町・糸田町)

川崎分署 ☎0947-72-3007

(川崎町)

添田分署 ☎0947-82-0500

(添田町・大庭町・赤村)